平成２５年（フ）第９０１号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘17棟102号
債務者　喫茶店サントロペこと　大西　　勝
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３号
松江市美保関町福浦619番地
債務者　松本志賀子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８７号
松江市和多見町34番地
債務者　土江　綾子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
宮城県石巻市桃生町樫崎字新堀152番地３、前住所宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台１丁目２番地の30
債務者　高橋　　郁（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
和歌山県有田郡有田川町大字瀬井934番地
債務者　上西　　賢
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６５号
和歌山県橋本市東家４－６－２　メゾン北澤103、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘４丁目11番７号
債務者　田丸　　恵（旧姓丸谷）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７４号
和歌山市鳴神1145－３　酒井方、住民票上の住所和歌山市岩橋725番地の１　アウローラⅡ202
債務者　石本　裕子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７号
和歌山市屋形町４丁目14番地の２　レオヤカタ７－C
債務者　長尾　　一
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７８号
和歌山市十三番丁30番地
債務者　成田　香澄
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８１号
和歌山市和歌浦東２丁目６番21―205号　エレナ和歌浦
債務者　西本　友美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９１号
名古屋市東区出来町３丁目19番１号　ＭＩＤＬＡＮＤＥＡＳＴ402号
債務者　神谷　豊治
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８３号
大阪府吹田市岸部北２丁目30番９号
債務者　岩城　孝次
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８０号
大阪府枚方市大垣内町３丁目11番35―102号
債務者　合田　雅美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９８号
大阪市住之江区北島１丁目５番19―404号
債務者　永田　城児
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８９号
大阪市港区港晴２丁目４番25号　大阪市立港晴寮
債務者　今田　隆雄
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５９４号
大阪府八尾市楠根町３丁目31番地の12
債務者　丸山　秀昭
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６０号
大阪市東淀川区東中島１丁目９番31―401号
債務者　徳田　憲二
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部